第四百八十六条第一項中「二百八十六人」を「二百五十二人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国税調査官は、命を受けて、第四百七十三条第二項各号、第四百七十五条第二項各号及び第四百八十一条各号に掲げる事務を処理する。

第四百九十七条第一項中「四百四人」を「三百八十九人」に改める。

第四百九十八条第一項中「八百九十七人」を「九百三十四人」に改める。

第五百十七条第一項中「二千四百九十一人」を「二千五百二十三人」に改める。

第五百十八条第一項中「千四百九十三人」を「千五百四十人」に改める。

第五百四十条第一項中「五十八人」を「五十九人」に改める。

第五百四十七条第五項中「百二十四人」を「百二十三人」に、「三百十三人」を「三百十九人」に、「千三百五十三人」を「千三百七十人」に改める。

第五百五十五条第一項中「八千二十四人」を「七千九百九十五人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千六百三十八人」を「一万九千四百八十八人」に改める。

第五百六十九条第一項中「百二人」を「百一人」に改める。

別表第三成田の項の次に次のように加える。

羽田	大田区	東京都大田区のうち東京国際空港

別表第四東京税関晴海出張所の項及び東京税関羽田出張所の項を削る。

別表第九旭川東の項中「、永山町」を削り、「永山各条丁目」の下に「、永山北各条丁目」を加え、同表佐世保の項中「（平戸税務署管内の地域を除く。）」を削る。

別表第九平戸の項管轄区域の欄を次のように改める。

平戸市　松浦市　北松浦郡（佐世保税務署管内の地域を除く。）

附　則

1　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百二十八条、第四百六十七条、第四百六十八条の二、第四百七十二条、第四百七十七条の二、第四百八十二条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条及び第五百六十九条の改正規定は同月十日から施行する。

2　改正後の財務省組織規則別表第九旭川東の項の規定は、平成二十一年十月二十六日から適用する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号及び第七条第一項の規定に基づき、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

運輸省

第二条第一号中「（以下「製造工程等」という。）」を削り、「装置」の下に「（次号において「製造工程等形成施設」という。）」を加え、同条第二号中「製造工程等を形成する機械又は装置」を「製造工程等形成施設」に改め、「もの」の下に「（製造工程等形成施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）」を加える。

第四条中「施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で」を「土地又は施設であつて」に改め、同条各号を次のように改める。

一　次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ　噴水、水流、池その他の修景施設
ロ　屋外運動場
ハ　広場
ニ　屋内運動施設
ホ　教養文化施設
ヘ　雨水浸透施設
ト　太陽光発電施設（第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。）
チ　イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

二　太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

第九条に次の一号を加える。

五　特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が十平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十五号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十六条並びに附則第十三条の四、第十三条の五、第十四条の三及び第十四条の四の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二を附則第五条の四とし、附則第五条の次に次の二条を加える。

（平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の二　平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度において、被用者保険等保険者（法附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の二
	第三十五条第一項	附則第十三条の三
第十七条	第二条及び	附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の二
	第三十五条第一項	附則第十三条の三